

# 令和8年度 鏡原小学校 いじめ防止基本方針

## 1 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的、または、物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われているものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」（いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第2条第1項をいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

児童等は、いじめを行ってはならない。（いじめ防止対策推進法 第4条）

## 2 いじめに関する基本認識

いじめについては、「どの子どもにも、どの学校にも起こり得る」問題であり、決して許されるものではない。いじめは、いじめられる側の人間としての存在を否定するものであり、重大な人権侵害に関わる重大な問題である。

(1) 弱い者をいじめることは人間として絶対に許されないとの強い認識を持つ。

(2) いじめられている子どもの立場に立った親身の指導を行う。

※いじめられる側が、心理的・肉体的に苦痛を感じたら、既に「いじめ」となる。

(3) いじめの問題は、学校（教師）の指導のあり方が問われる問題である。

(4) いじめは家庭教育の在り方にも大きな関わりを有している。

(5) 家庭・学校・地域社会など全ての関係者が、それぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組むことが必要である。

## 3 いじめの特徴

(1) 児童は、ほとんどがいじめる側といじめられる側の両方の立場にいる。

(2) いじめることが遊び半分に行われ、加害者に後ろめたさや罪の意識が低い。

(3) 方法・手段が巧妙で陰湿化し、限度をわきまえず長期的に行われる。

(4) 親や教師に見えにくい場面で起こり、深刻な事態に発展するまで放置される。

(5) 集団で行われ、それを見ている周囲の子どもが加勢したり傍観したりするため、いじめられる側は一層孤立化する。

(6) いじめる側は自分がいじめられるかもという不安感から、いじめる場合がある。

(7) いじめがインターネットやSNS上で行われることがある。近年では、スマホ等でのLINEでの誹謗・中傷、言葉の遣い方（受け取り方が多面的）でのトラブルが増加。

## 4 いじめの早期発見

日常の教育活動・学校生活等において人間的な関わりを通し、個々の児童の良さを見つけ、認め、伸ばすことを大切にし、児童との深い信頼関係を築く。

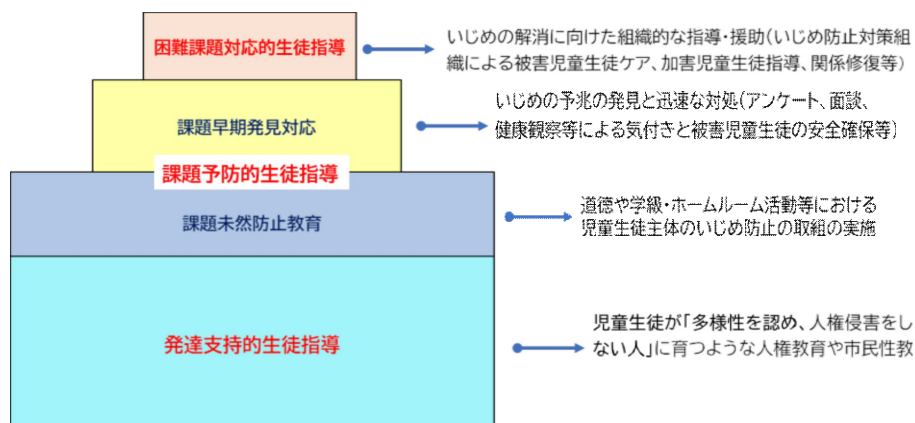
(1) 鋭い人権意識を持って、日常的な行動観察を行う。

①教師は気づきの力を磨くとともに、日頃から児童の生活実態の把握に努め、チェックリストなども活用し、児童が発する危険信号を見逃さない。

②児童の仲間意識や人間関係の変化に注意し、種々の問題行動の奥にいじめが潜んでいないか留意する。（訴えの強弱や主張に左右されず客観的に対応）

(2) 日記等を活用する。児童の生活状況や気持ちの理解に努める。

- (3) アンケート・生活実態調査、教育面談等を実施する。定期的な実施により、個々の悩みや困っていること等の実態把握に努め、問題を発見したときには、いち早く対応する。
- (4) 教育相談機能を充実する。学校内の専門家（養護教諭、SC等）との連携及び学校等による相談機能を充実させ、児童の悩みや保護者の悩みを積極的に受け止める体制を整える。
- (5) 児童、保護者、地域からの訴えを謙虚に受け止める。
- (6) 児童に関しての情報交換を日常的に行う。



## 5 いじめの早期対応

- (1) 校長のリーダーシップの下、教職員間の緊密な情報交換や共通理解を図り、いかなる時も教職員は、一人で抱え込むことなく学校全体で組織的に対応する。
- (2) 事実関係の把握は、複数の者で正確かつ迅速に行う。
- (3) 事実関係の聴き取りは、被害者、被害者の周囲にいる者、加害者、加害者の周囲にいる者等、分けて行う。
- (4) 聴取や把握の内容、対応の経過等の記録をとり、教育委員会への報告・連絡・相談を円滑に行い、緊密な連携を図る。
- (5) 保護者、関係機関等と適切な連携を図る。
- (6) 保護者からの訴えを受けた場合、まずは謙虚に耳を傾ける。
- (7) いじめ事象が発覚した際には、個人情報の取扱い等に留意しつつ、正確な情報公開、説明責任を果たすよう対応する。

## 6 いじめの未然防止に向けての基本姿勢（いじめを許さない学級・学校経営）

いじめは人権問題であり人間として絶対許されないという強い認識を持ち、人権尊重を基盤とした学校・学級経営に努める。また、いじめ問題はケースによっては犯罪行為となる場合もあることを認識し、解決に向けて毅然とした態度で臨むことが必要である。

- (1) いじめ問題の重大性を全職員が認識し、校長を中心に学校全体で対応する。
- (2) 日常の教育活動等を通じ、コミュニケーションを大切に児童の理解に努め、深い信頼関係を築く。
- (3) 揺るぎない善悪判断の基準、確固たる社会規範のもと、正義の行き渡る集団を形成していく。
- (4) 児童の相談事や悩み事はいつでも聴く姿勢を示し、どんな些細なことでも気軽に相談でき、受け止める環境を構築する。

- (5) いじめの様態や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて教職員間での共通理解を図る。
- (6) 人権侵害を見抜く力や子どもが発しているサインを見逃さない鋭い人権感覚を持って、学校・学級経営に当たる。
- (7) 学校生活や教育活動において児童が、成就感、達成感、満足感を持てるよう取組内容を充実させる。
- (8) 学校におけるいじめへの対処方針、指導計画等の情報は、日頃より家庭や地域へ積極的に公表し 保護者や地域住民の理解と信頼を構築するよう努力する。

## 7 いじめ防止の年間計画とアンケート調査

- (1) 2023年度「生徒指導年間PDCAサイクル×2」に記載（参考）。

## 8 家庭地域との連携

- (1) いじめへの対処方針、指導計画等の情報は日頃から積極的に公表し、いじめ問題の重要性の認識を広めると共に、保護者等の理解や緊密な連携協力を図る。
- (2) いじめの問題は大小に関わらず、速やかに保護者及び教育委員会に報告し相互に情報交換し、適切な連携を図る。
- (3) いじめに関して寄せられる情報に対して誠意ある対応に心がけ、保護者からの訴えには謙虚に耳を傾け、関係者全員で取り組む。
- (4) 日頃から児童の様子等について情報を共有し、家庭との連絡、連携を図る。
- (5) 学習会・研修会等で、いじめに関しての理解を深め「いじめは重大な人権侵害・犯罪である」という認識に立ってもらう。

## 9 いじめ被害者への対応

- (1) 安全確保、訴えへの傾聴、全力で守り通す姿勢で対応し安心感を与える。（心のケア、親身の対応、秘密厳守）
- (2) いじめが解決したと見られる場合でも、十分な注意と必要な指導を継続する。
- (3) 自尊感情の向上、自己肯定感、自己理解、課題克服、自立への支援、人間関係の改善充実に向け支援する。

## 10 いじめ被害者の保護者への対応

- (1) 保護者の不安、怒りを真摯に受け止め、教師と保護者のいじめに対する認識のズレにより、問題を複雑化しないようにする。
- (2) いじめの事実を正確に伝え、被害者を絶対に守るという学校の姿勢を示し取組方針を具体的に伝え理解を得る。
- (3) 学校への要望や批判を謙虚に受け止め、改善が図れるように努める。
- (4) 家庭との連絡を密にする。

## 11 いじめ加害者への指導・措置

- (1) 言い逃れを許さず、事実確認を行い、事実をきちんと認識させる。
- (2) 被害者のつらさ、心の傷に気付かせながらねばり強く指導する。
- (3) いじめは人権侵害であり、絶対に許すことのできない行為であることを理解させ、きちんと謝罪させる。

## 12 いじめ加害者の保護者への対応

- (1) 我が子が起こした問題についての理解が得られるように、いじめの事実を冷静、且つ、正確に伝え、学校の取組方針を伝える。
- (2) いじめは絶対に許されるものではないという毅然とした姿勢で臨む。

(3) 保護者の責任について学校も協力して考え、本人の立ち直りを目指す。

### 13 観衆・傍観者への対応

- (1) いじめの有無を確認し、他人事ではなく自分の問題として自覚させる。
- (2) いじめは人権侵害であり、絶対に許すことのできない行為であることの徹底した指導を行うとともに、教師の毅然とした姿勢を示す。
- (3) 観衆（いじめを強化する存在）・傍観者（いじめを支持する存在）も加害者と同様との認識に気づかせる。
- (4) いじめは学級や学年等集団全体の問題として対応していく。
- (5) 情報提供した児童が、その後、情報元を特定され、そのことを責められたり、次のいじめの対象とならないように、堅く秘密を守る。

### 14 ネット上のいじめへの対応として押さえてたいこと

- (1) 不特定多数の者から特定の子どもに対する誹謗・中傷が絶え間なく集中的に行われ、被害が短期間に深刻なものとなる。
- (2) インターネットの持つ匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、簡単に加害者にも被害者にもなってしまう。
- (3) 情報の収集や加工が容易にできることから、個人情報や画像がネットに流出し悪用されやすい。
- (4) 一度流出した情報は、回収することがほとんど不可能であり、また、不特定多数の人からアクセスされる危険性がある。
- (5) 保護者や教師など周囲の大人が、子どもの携帯電話等の利用状況を把握できず、そのため「ネット上のいじめ」の発見は極めて難しく、その実態を把握し効果的な対策を講じることが困難である。
- (6) イジメ防止のために携帯やスマホ等の使用について、親子での約束をする等の未然防止対策を行わせる。

### 15 SNS、LINE等への誹謗・中傷等への対応

ネット上のいじめの発見、児童・保護者からの相談



#### 【書き込み内容の確認】

- 当該掲示板のURLの確認と記録
- 書き込み内容の保存
- 携帯電話の場合は、撮影して内容保存

#### 加害者が特定された場合（インターネットの管理者に削除依頼）

- 管理者への連絡方法を確認する。
  - 利用規約を確認し保護者の同意を得て、子どもと一緒に学校内で削除を行う。
  - 削除依頼は学校等の公的なパソコンやメールアドレスを使用し、個人の所属や氏名記載はしない。
- ↓
- 掲示板のプロバイダに削除依頼を行う。
  - 管理者に削除依頼をしても削除されない場合や管理者の連絡先が不明な場合はプロバイダに削除依頼する。

### 加害者が特定されない場合

○教育委員会に相談・報告し、対応に関して協議を行う。



○外部機関と連携を図り、削除依頼を行う。

\*状況に応じ、警察や法務局に相談する。

## 16 SNS、LINE等での被害を防ぐために 児童への指導

- (1) 掲示板等に誹謗・中傷の書き込みを行うことはいじめであり、決して許される行為ではないことをしっかりと認識させる。
- (2) 書き込みが悪質な場合は犯罪となり、警察に検挙される場合もあることや、掲示板への書き込みが原因で傷害や殺人などの重大犯罪につながる場合もあることを認識させる。
- (3) インターネットを利用する際、利用のマナーを厳守することを指導する。

## 17 SNS、LINE等での被害を防ぐために 学校・家庭で心がけること

### 【家 庭】

- (1) 携帯電話やインターネットのメディア特性等をしっかり学び理解を深める。
- (2) 子どもの携帯電話やインターネットの利用状況を把握する。
- (3) 携帯電話の必要性・危険性についてしっかり話し合う。持たせる場合は家庭内のルールを決め徹底する。フィルタリングの設定をする。

### 【学 校】

- (1) 携帯電話やインターネットのメディア特性等をしっかり学び理解を深める。
- (2) 子どもの携帯電話やインターネットの利用状況を把握する。
- (3) 情報モラルの指導をより一層充実する。
- (4) 基本、学校には持ち込まないことも含め、学校での携帯電話の取り扱いに関するルールを策定し指導にあたる。
- (5) 家庭（保護者）に対して、情報モラルについてしっかり啓発する。（資料等）

## 18 未然防止・早期発見・早期対応

- (1) 子どもが発する危険信号に十分留意し、把握するように努め、未然防止・早期発見のため学校非公式サイト等の巡回実施していくことが重要である。
- (2) 学校は、誹謗・中傷を発見した場合には、被害児童や保護者に対して迅速かつ適切に対応する。被害児童へのきめ細やかなケアを保護者と連携して行うとともに、日頃から校内の相談体制の整備を図る。

※「学校いじめ防止基本方針」は、家庭訪問時に保護者へ配布する。

※長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

## 【いじめ未然防止に向けた具体的な取組】

### 1 日常的に相互理解、連帯感、勇気づけを高めるコンプリメント活動

コンプリメントを通し、児童の自己肯定感を高め心身のエネルギー充足させ、学校生活やコミュニケーションの円滑を図る。

※コンプリメント(補う=児童のよい面を見つけ日常的にその子に伝える：褒める。)

### 2 コンプリメントの意義

(1) 被害児童になり得る児童に対して

恐怖、不安、落ち込み、苦痛等を和らげ、障害、重圧へ向かう心身のエネルギーを高める。

(2) 加害児童になり得る児童に対して

自己・他者の肯定感を高め、イライラ、ストレス、差別意識の緩和。差異を受容・許容できない排他性を和らげる。

(3) 保護者に対して

保護者のストレス緩和、学校との信頼関係を構築する。また、多くの加害児童には、家庭でのストレスが見られるため、保護者に対しコンプリメントすることにより、家庭での肯定感を高める。

### 3 コンプリメントの場面(例)

☆朝 : 登校時に今日の調子等について声かけし、コンプリメントしていく。

☆授業中 : 発言や活動の様子などに対してコンプリメントする。

☆清掃時間 : 清掃時間中に日常に会話に触れ、児童の人間関係を探りつつ、話してくれることにありがとうのコンプリメントをしていく。

☆帰りの会 : 一日の中でのエピソードをふり返りながら。個人名を挙げて褒めていく。

☆学級通信 : アンケートや学校生活、活躍の記録などを知らせる。

☆家庭へ : 担任は日常的に家庭と連絡連携をとり、学活等でクラスで紹介した事を保護者にも伝える。被害、加害児童問わず児童の家庭での肯定感を高める。

### 4 取組の留意点

(1) 声かけする児童に偏りがないように、簡単な所見やチェック等を記録する。

(2) 被害児童を把握した場合は、加害児童に対してもコンプリメントしていく事を伝える。また、この取組が一見すると加害児童に、肩入れしているように見えるかもしれないが、それは、加害児童の他者受容を高め、被害児童を守る事に繋がることを理解してもらう。

### 5 コンプリメントの例(「ありがとう」という言葉が心に響く)

☆いい返事だね。気持ちがよくなる。ありがとう。

☆宿題頑張っているね。頑張り屋だね。勉強になるよ。ありがとう。

☆優しい言葉をかけてくれたね。うれしくなった。ありがとう。

☆ゴミを拾ってくれたね。ありがとう。

☆掃除がすばらしいね。ありがとう。

### 6 その他

いじめ対策の基本は未然防止であることを踏まえ、学校・教師は常に児童理解に努める姿勢を持ち、いじめに関する情報・知識・対応策について日々学ぶことが大切であることを確認する。

## 【資料1】学校で見つけられるいじめのサイン（チェックリスト）

### 【登校時・朝の会】

- 遅刻、欠席、早退、遅刻ぎりぎりの登校が増える。
- 浮かぬ顔、泣いたりしていつもと様子がちがう。
- 出席確認の際、声が小さい。ぼんやりしていることが多い。
- 活気がなく、おどおどしたり、表情が暗く周囲を気にしたりする。
- 持ち物の紛失が目立ったり、落書きされていたりする。
- 忘れ物が多くなり、学習意欲の低下が見られる。
- 特定の子の机、椅子、カバンなどが壊されたり散乱したりしている。
- 授業開始前に学用品、教科書、体育着などが隠されている。
- 学用品の破損、教科書、ノート、机などに落書きがある。席を替えられている。

### 【授業中】

- 一人遅れて教室に入ってくる。グループ分けで孤立しがちである。
- 頭痛、腹痛、吐き気を頻繁に訴える。保健室によく行くようになる。
- 授業中、誤答に対して皮肉や笑いが繰り返されたり、正解に対して冷やかしのよめきがあったりする。その子を褒めると嘲笑が起きたり、しらけたりする。
- 成績が急に下がり始める。テストに空欄が目立つ。
- その子の隣に誰も座りたがらない。
- 宿題や提出物の提出が遅れる。

### 【休憩時】

- 用事がないのに職員室の様子を伺ったり、うろうろしたりする。
- 休み時間、一人でトイレに閉じこもったり、教室や図書室に一人でポツンといる。
- 今まで一緒だったグループから外れている。
- グループのメンバーでもないのに、トイレや空き部屋から一緒に出てきたりする。

### 【給食時】

- 同じグループなのに机を寄せて席を作ろうとしない。
- その子どもが配膳すると嫌がられる。
- 盛り付けをしない。わずかの盛り付け。極端に多く盛り付けられる。
- 食欲が無い。黙ってうつむいて食事している。

### 【清掃時】

- その子どもの机や椅子だけが放置されている。
- その子どもの机や椅子をふざけながら蹴ったり、掃除用具で叩いたりする。
- みんなの嫌がる分担をいつもしている。一人離れて掃除している。
- 目の前にごみを捨てられる。

### 【放課後】

- さっと下校する。またはいつまでも残っている。
- 玄関や校門付近で不安そうな顔でおどおどしている。
- みんなの持ち物を持たされている。
- 靴や傘など持ち物を紛失していたり、隠されていたりする。

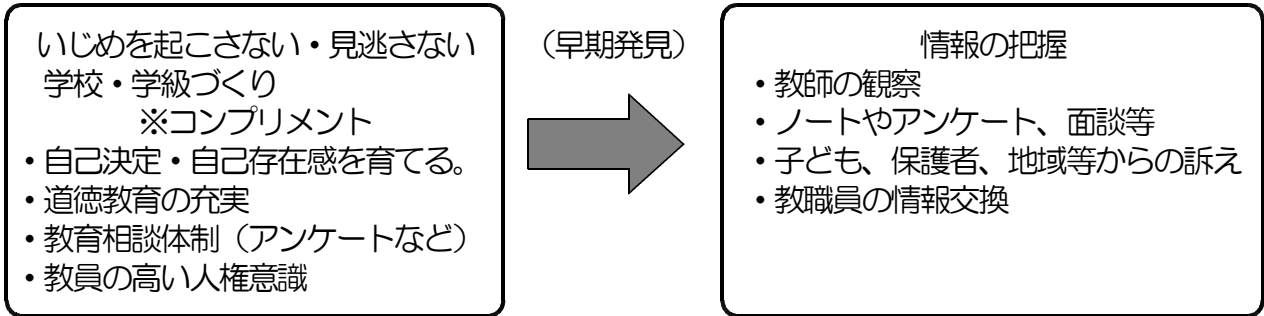
### 【生活面全般】

- 理由の分からない傷、こぶ、あざ、鼻血、怪我などその原因を尋ねると「自分で転んだ」と理由を言い換える。
- 人権を無視したあだ名（ばい菌、〇〇菌）が付けられ、しつこく言われる。
- 休みがちになったり、リーダーを突然やめたいなどと言い出す。
- 刃物など危険なものを所持している。陰口、悪口が特定の子どもに集中する。
- 教師と視線を合わさない。話すとき不安そうな表情をする。
- 集金等の提出が遅れる。服が破れたりボタンが取れたりしている。
- その子の椅子に誰も座らない。その子の椅子や机に触りたがらない。

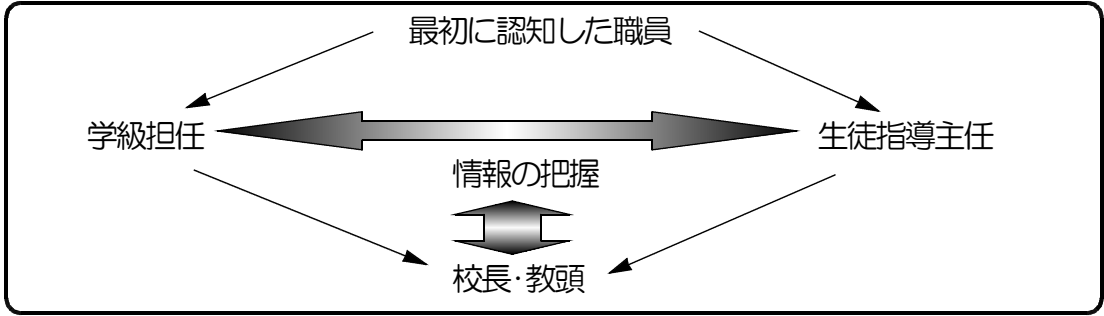
## 【資料2】家庭で見つけられるいじめのサイン（チェックリスト）

- 持ち物がなくなる、壊されている、傷つけられている、落書きされている。
- 服装が乱れ、汚れていたり、体に傷やあざがある。泣きながら帰宅する。
- お金の使い方が荒くなる。家庭から物品やお金を持ち出したり、お金をせびるようになる。
- 学校に行きたがらない。登校時刻になると体調不良を訴え、遅刻したり欠席したりする。
- 「転校したい」「学校を辞めたい」と言う。
- 不機嫌、当り散らす、ため息をつく、涙を流す等、情緒が不安定になる。
- ぼんやりして、元気がなく表情が暗くなる。
- 寝つきが悪かったり、眠れなかったりする日が続く。
- 外に出たがらず、部屋に閉じこもりがちになる。
- 親に隠し立てをしたり、家族から話しかけられるのをいやがる。
- 刃物など、危険な物を隠し持つようになる。
- お風呂に入りたがらなくなったり、裸になるのを嫌がる。
- 不快なあだ名がつけられている。
- 電話に敏感になる。
- 友達のことを聞かれると怒りっぽくなる。
- 親しい友達が家に来なくなり、見かけない者がよく訪ねてくる。
- 言葉使いが荒くなり、親兄弟、祖父母等に反抗したり八つ当たりしたりする。
- 学校の様子を聞いても言いたがらない。
- 先生や友だちを批判する。
- 不審な電話や嫌がらせの手紙・メールがくる。
- 友人からの電話で急な外出が増える。
- 成績が下がる。
- 親の学校への出入りを嫌う。
- テレビゲームなどに熱中し、現実から逃避しようとする。
- 自己否定的言動が見られ、死や非現実的なことに関心を持つ。

# 【いじめが起こってしまった場合の基本的な対応マニュアル】



いじめに関する情報  
いじめられた生徒の立場に立った迅速、誠心誠意な対応。



校内いじめ対策会議（校長、教頭、生徒指導主任、担任、学年所属、教護教諭等）			
対応や方針の決定	【情報の整理】 ○状況の把握と整理	【対応方針】 ○情報収集や指導時の留意点	【役割分担】 ○事情聴取や保護者への対応 ○関係機関への対応
事実の究明と支援・指導	【事実確認・相談・面談】 ○人目につかない場所で個別に聞く。 ○食い違いが生じないよう複数で対応。 ○情報提供者の秘密厳守、報復等への注意。 ○聴取後、事態へ送り届け保護者へ説明。		【保護者への対応】 ○被害者、加害者へ状況の報告。 ○対応策、支援方法報告や相談。 ○支援・指導経過の状況報告。 （日誌や記録簿の作成・記入） ※信頼関係を築き、支援・指導を行うことを念頭に進める。
被害者・加害者、周囲の生徒への支援・指導	○支援・指導の観点を明確にして進める。		
再発防止にむけた取り組み	○コンプリメントを生かした支援・指導。 ○児童の行動や指導内容の記録		

【職員会議】情報の共通理解、対応方針・対応策の周知徹底

【関係機関との連携】（教育委員会、警察）

## 【重大事態の対応フロー図】（「いじめ防止対策推進法」第28条：重大事態への対応）

『重大事態』とは？

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

